附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「原子力発電施設立地地域共生交付金」、「核燃料サイクル交付金」及び「次世代軽水炉等技術開発費補助金」については、平成二十一年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産からこれを適用する。

○経済産業省告示第八十六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

なお、平成十三年経済産業省告示第百七十五号は廃止する。

平成二十三年四月一日　経済産業大臣　海江田万里

東京都千代田区霞が関一丁目三番一号　経済産業省別館情報公開推進室内

○経済産業省告示第八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十三年四月一日　経済産業大臣　海江田万里

災害名	地域	指定の期間
平成二十三年新燃岳噴火による災害	宮崎県 都城市	平成二十三年二月二十五日から平成二十三年六月三十日まで
	日南市	同右
	小林市	同右
	北諸県郡三股町	同右
	西諸県郡高原町	同右
	鹿児島県 霧島市	同右

○経済産業省告示第八十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百十八号による廃止前の平成十四年総務省告示第百三十九号により定められた産業分類に従って、同号の業種を次のように指定する。

平成二十三年四月一日　経済産業大臣　海江田万里

1　指定業種

番号	業種名
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
二	鉱業
三	総合工事業
四	職別工事業（設備工事業を除く）
五	設備工事業
六	食料品製造業
七	飲料・たばこ・飼料製造業
八	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
九	衣服・その他の繊維製品製造業
十	木材・木製品製造業（家具を除く）
十一	家具・装備品製造業
十二	パルプ・紙・紙加工品製造業
十三	印刷・同関連業
十四	化学工業
十五	石油製品・石炭製品製造業
十六	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
十七	ゴム製品製造業
十八	なめし革・同製品・毛皮製造業
十九	窯業・土石製品製造業
二十	鉄鋼業
二十一	非鉄金属製造業
二十二	金属製品製造業
二十三	一般機械器具製造業
二十四	電気機械器具製造業
二十五	情報通信機械器具製造業
二十六	電子部品・デバイス製造業
二十七	輸送用機械器具製造業
二十八	精密機械器具製造業
二十九	その他の製造業
三十	電気業
三十一	ガス業
三十二	熱供給業
三十三	水道業
三十四	通信業
三十五	放送業
三十六	情報サービス業
三十七	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第八項に規定する営業を除く。）
三十八	映像・音声・文字情報制作業
三十九	鉄道業
四十	道路旅客運送業
四十一	道路貨物運送業
四十二	水運業
四十三	航空運輸業
四十四	倉庫業
四十五	運輸に附帯するサービス業
四十六	各種商品卸売業（適正化法第二条第六項第五号及び第七項第二号に規定する営業を除く。次号、第五十一号から第五十三号まで、第五十七号及び第七十九号において同じ。）
四十七	繊維・衣服等卸売業